



# 連協道路ニュース

発行 横浜環状道路(圏央道)対策連絡協議会 事務局  
Tel 090-4825-7174 <http://renkyoueditor.web.fc2.com/>  
Mail: renkyoueditor@mail.goo.ne.jp

第 295 号

(創刊 1988.12.14)

2014.04.06.

## 土地収用説明会は成立せず！

横浜環状南線(以下南線という)の事業者である国交省横浜国道事務所と(株)東日本高速道路横浜工事事務所は土地収用法に基づく説明会を3月17日に強行しようとした。しかしこれは住民を騙す信義則違反の故に住民の強い反対の声の前に完全に失敗し、説明会は不成立に終わった。



(待合ロビーを埋めた参加者)



(事業者による一方的説明)

南線は住民にとってほとんど利用せず何のメリットも無い一方で、大気汚染や地盤沈下などによる住民の健康、生命、財産に甚大な被害が予想される迷惑施設であり、計画発表以来20年以上にわたり住民は事業者と環境問題について何百回となく真剣な話し合いを続けてきており、次回の話し合いも3月25日と決まっていたのである。

ところが事業者は話し合いの陰で、突如一方的に土地収用法手続きに入ったのである。

これは明らかな騙し討ちであり、国民主権の民主国家では許されない暴挙である。

このような事業者のやり方への不信と怒りが頂点に達した中で開かれた当日の説明会は住民の心の底からの叫びで事業者のマイクの声は打ち消される状況の中で進行し、後半の質疑応答も地震への無策や住宅地の地盤沈下対策の無さに対する住民の厳しい追及に事業者は何も答えられず、住民の生命、財産への被害対策の無いまま土地収用手続きに入ったのである。



(会場の鎌倉芸術館大ホール)

土地収用法第15条の14は、「事業説明」の中で「事業の目的及び内容について、当該事業の認定について利害関係を有する者に説明しなければならない。」と定めている。しかし利害関係者の耳に殆ど届かない事業者のマイク音が15条14に言う「事業の説明」にならないことは明らかであり、当日の説明会は条文に照らして不成立である。従って事業認定申請の前提として法律で義務付けられた説明会が不成立であるだけでなく、民法第1条第2項の信義則「権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない」に反するものであり、事業者が認定申請手続きに入ることは法に反する違法行為として決して許されないのである。

なお同じ事業者による3月18日の横浜湘南道路及び19日の横浜市による上郷公田線に関する土地収用法に基づく説明会も17日と同じ状況の中で行われて、ともに不成立に終わった事を確認しておく。(連協会長 比留間)

## 強制収用のための用地説明会 一層増した横環南建設反対の思い

住宅密集地の真下に、地下鉄トンネルの20倍の断面積と言う、世界で最大級の巨大なトンネルを掘り、周辺の地盤沈下や地滑りが危惧されるこの高速道路計画は、沿線住民の生活環境を無視した前代未聞の道路計画であり、25年以上前のバブルの時代に計画されたもので、人口や車の減少が確実となった今となつては、全く時代遅れで見直しが必要な道路計画です。

財政難の今、1mあたり約5千万円、総工費4,300億円と言う莫大な税金を使い、採算が取れないことは目に見えています。

このように非常識な高速道路計画ですから、国交省も横浜市も胸を張って堂々と住民に説明は出来なかったのでしょうか。

一般的には、話を聞いて欲しい時は「なるべく前にどうぞ」と言います。ところが今回の説明会では、壇上の説明者と住民の席の間には、まるでお濠（バリケード？）のような柵がありました。10m近く住民の席は遠ざけて設置されていました。この道路計画が今まで住民に対していかに誠意のない姑息な方法で進められてきたか、この会場設定で分かります。そして、説明者は終始下を向き、原稿を棒読みするだけで、住民からの質問に対しても、その場しのぎのあいまいな回答をするのが精いっぱいでした。

財政難の今の日本が、最優先で進めなくてはならない事は、こんな無駄な道路を造ることではないはず。住民に新たな不安と危険を及ぼす道路建設の強行ではないはず。豊かな生活とは、安心して暮らせることこそであると、先の東日本大震災で身に沁みて知りました。遅れている東北復興と、難航している福島原発事故の後始末こそ、今最優先で全力対応すべき国の事業ではないでしょうか。そして既存の高速道路整備補修点検も、省くことのできない急がれる事業です。

日本の未来を担う次世代のために、これ以上の環境破壊と無駄な公共事業で国の借金を増やすことは許せません。「横浜環状道路南線工事は止めなくてはならない」、と一層強く感じました。（庄戸三丁目 田中恵子）

## 形式的用地説明会

高速道路「横浜環状南線」建設を知ったのは、約30年前である。この道路は高度経済成長期に計画されたもので、将来の日本社会には不要であろうと考えた。そのため、建設には反対であり立ち退きには応じないことを、道路公団（現東日本高速道路）そして国交省に伝えてきた。

同じ町内会の立ち退き対象の方々が泣く泣く住み慣れた土地を去って行かれた。恐らく様々な圧力があつたのでは無いかと考えられる。幸いにして私には多くの相談出来る人や支援してくれる人があり、今日に至った。現在、国の財政はムダな公共事業をする余裕はなく、しかも近い将来人口減少、車減少が確実であり、この道路はますます必要とないものになっている。

私の住む地域はトンネル構造。当初の開削工法からシールド工法に変更（なぜ変更したのかの説明は無し）となり、立ち退きではなく区分地上権設定となった。この変更は昨年一方的に私に伝えてきた。地下を使わせろと。泣く泣く立ち退いていった方は怒り心頭のことと思う。

この3月、一方的に土地収用法により強制収用の手続きを行うとの通知が来、用地説明があつた。理不尽極まりない事業者の行為は許すことは出来ない。

（小菅ヶ谷2丁目 竹岡健治）

## 対外活動報告

- 03/02 庄戸合同と全国交流集会の件打合せ
- 03/02 都内道路団体交流会議  
（中野区立商工会館、1名参加）
- 03/06 首都圏連絡会（公害センター 会長出席）
- 03/11 連協ニュース [号外] 発行  
（事業説明会の問題と抗議対応）
- 03/12 岩崎ひろし市議視察&懇談
- 03/12 横浜市記者クラブへ南線道路問題資料配布
- 03/17 横環南線事業説明会（土地収用法）に対する抗議活動（鎌倉芸術館、多数参加）
- 03/18 横浜湘南道路事業説明会抗議活動（同上）
- 03/19 上郷公田線事業説明会（栄公会堂）
- 03/25 神奈川県公害審議会第15回調停
- 03/25 事業者との定例質問会（朝日平和台会館）
- 04/01 公共事業改革市民会議世話人会  
（水道会館 会長出席）